

大光寺永代納骨墓管理規則

(令和3年1月1日規則)

(目的)

第1条 この規則は、浄土真宗本願寺派宗教法人大光寺（以下「当寺院」という。）が管理運営する納骨墓に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 浄土真宗寺院 真宗教団連合に加盟する真宗各派の寺院をいう。

(管理者)

第3条 納骨墓の管理者は、大光寺住職とする。

2 管理者は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）のほか関係法令（以下「法律等」という。）の定めるところに従い、納骨墓を適正に管理しなければならない。

3 管理者は、必要に応じて、納骨墓の管理状況を大光寺責任役員、総代に報告しなければならない。

(納骨墓使用者)

第4条 納骨墓に遺骨を納めることができるもの（以下「納骨墓使用者」という。）は、以下のとおりとする。

一 宗派の僧侶・寺族・門信徒、浄土真宗とご縁のある方

二 宗派の所属団体・宗派寺院の所属団体及び、そこに所属している団体の員

三 浄土真宗寺院の門徒

(法要儀式等)

第5条 納骨墓における法要儀式等は、管理者により、宗派で定めた法式典礼をもって行うものとし、他の宗教団体等の法式典礼若しくはそれに類似する行事等は、一切行うことができない。

(使用の目的)

第5条 納骨墓は、遺骨以外のものを埋葬することはできない。

(納骨懇志等)

第7条 納骨墓に遺骨を埋葬しようとするものは、所定の納骨懇志を納付しなければならない。

- 2 納骨懇志は、別に定める金額を、納骨墓使用の申請時に納付するものとする。
- 3 管理者は、物価の変動、社会情勢の変化等に応じて責任役員及び総代に諮って納骨懇志を改訂することができる。
- 4 前項の規定による既納の納骨懇志はいかなる理由であっても返還しない。

(遵守事項)

第8条 納骨墓使用者は、この規則に定めるほか、法律等及び浄土真宗本願寺派関係宗務規定並びに納骨墓に関する慣習等を遵守しなければならない。

(補則)

第9条 この規則の施行に関して必要な事項は、別に定める。

- 2 この規則は、大光寺責任役員及び総代の同意がなければ改正することができない。

附 則

この規則は、発布の日から施行する。

大光寺永代納骨墓管理規則内規

(令和3年1月1日内規)

(趣旨)

第1条 大光寺納骨墓管理規則(令和3年規則、以下「規則」という。)に基づき、納骨墓管理の細則は、この内規の定めるところによる。

(納骨墓使用許可等)

第2条 納骨墓の使用許可申請にあたっては、次の各号に定める書類等を管理者に提出しなければならない。

- 一 大光寺永代納骨申込書
- 二 火葬(埋葬)許可証
- 三 その他管理者が必要と認めたもの

(納骨懇志)

第3条 納骨墓を使用しようとするものは、以下の通りの納骨懇志を納めなければならない

- 一 大光寺門徒 1体につき15万円以上
 - 二 それ以外のもの 1体につき20万円以上
- 2 納骨墓使用にかかる納骨懇志は、分納することができない。ただし特別の事由があり、管理者が認めた場合はこの限りではない。

(その他懇志)

第4条 納骨墓に故人の名前を刻印する場合は別途2万円の懇志を納めなければならない

(大光寺門徒)

第5条 大光寺門徒とは毎年所定(概ね連続5年以上)の護持費を納め、大光寺の門徒台帳に記載されたものをいう。

(納骨手続き)

第6条 納骨墓使用者は、納骨に際して、大光寺永代納骨申込書に火葬又は改

葬許可書を添付して管理者に提出しなければならない。

- 2 大光寺門徒以外のものが納骨しようとするときは、所属寺院住職の署名・捺印がなければならない

(銘板への刻印)

第7条 納骨墓にある銘板には、法名・俗名・命日・年齢以外刻印することはできない

(遺骨の返還)

第8条 永代納骨墓へ納骨された遺骨は一度埋葬すると出骨することはできない

(納骨墓の管理原則)

第9条 納骨墓使用者は、墓地内において他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのあるようなものを設置してはならない。

- 2 納骨墓管理者は、納骨墓の共同部分の清掃のほか、適切な管理を負担するものとする。

(納骨墓台帳)

第10条 管理者は、次の各号に定める事項を記載した納骨墓台帳を整備しなければならない。

- 一 故人の法名・俗名・命日・年齢
- 二 納骨墓使用者の住所、氏名、所属寺及び埋葬年月日
- 三 その他納骨墓の管理運営に必要な事項

(指定業者等)

第11条 納骨墓の尊厳を保ち、整然として規律ある納骨墓管理のため、納骨墓に関する現状を変更しようとする場合の業者を指定する。ただし、納骨墓の施工に関して永年の実績と卓越せる技能を有する業者で管理者及び指定業者の承認がある場合においては、当該業者を施工業者とすることができる。

この規則は、発布の日から施行する。